

④児童自立支援施設におけるケアの提供体制

最も多い施設は「交替制」の76.9%であり、7割以上を占めていた。続いて「夫婦制」が33.3%、「並立制」が10.3%であった。

提供体制別にみた定員数の平均値は「交替制」が最も多く17.26人であった。続いて「夫婦制」が11.75人、「並立制」が9.50人であった。在籍児童数についても同様の傾向であった。

提供体制別にみた職員1人あたり児童数（平均値）で最も多かったのは、「夫婦制」であり4.15人であった。続いて「並立制」が3.69人、「交替制」が1.87人であった。「交替制」の数値が低かった。

このことから、「夫婦制」よりも、「交替制」が1人の児童に対して、より多くの職員が関わっていたことがわかる。

提供体制別にみた夜間配置職員数（平均値）は、「並立制」が最も多く1.75人であった。続いて、「交替制」が1.55人、「夫婦制」が1.54人であった。「交替制」と「夫婦制」ではほぼ違いはないことがわかった。

⑤母子生活支援施設のケアの形態

母子生活支援施設において、「小規模分園型（敷地内）」を運営する施設は3.8%であった。提供体制別にみた定員世帯数（平均値）について、「本園」が19.58世帯、「小規模分園型」が5.44世帯であった。在籍世帯数についても同様の結果であった。

提供体制別にみた職員1人あたり世帯数（平均値）について、「本園」が2.44世帯、「小規模分園型」が4.32世帯であった。

母子生活支援施設における生活形態とケアの形態の組合せをみると、「本園」の場合、各世帯に独立した浴室、台所、トイレがある世帯が48.5%、浴室、台所、トイレいずれかが共同である世帯が44.4%であり、「小規模分園型」の場合は、独立した浴室、台所、トイレがある世帯といずれかが共同である世帯の並存がおよそ半数ずつであった。

(6) 家族療法の実施状況

本調査における「家族療法」は、予め都道府県知事に申請し指定を受けた施設において、施設内で行うものに限って尋ねた。

「家族療法は実施していない」と回答した施設で最も多かった施設の種類は児童自立支援施設であり92.5%であった。続いて、児童養護施設が87.5%、乳児院が83.0%、情緒障害児短期治療施設が19.2%であり、家族療法は情緒障害児短期治療施設において主に実施されており、その他の施設では、80%以上で実施されていなかった。

情緒障害児短期治療施設の実施数では、「述べ家族数125以上」と回答した施設が全体の69.2%に達しており、頻繁に家族療法がおこなわれていた。

(7) 今後必要とする事柄

各施設別に今後、適切なケアを児童に提供するために必要だと思う事柄を1つ選択した結果について、施設の種類別に分析した。

この結果、いずれの施設でも、今後、必要とする事柄としては、「人的資源の拡充」が最も多かった。また、この割合が多かった施設は、乳児院で55.4%、情緒障害児短期治療施設で53.8%、児童自立支援施設で52.5%、児童養護施設で49.9%とほぼ半数以上が回

答しており、人的資源の力葛生を求める訴えが多かった。

2番目に多くの施設が挙げた事柄は、児童養護施設では「運営・ケア形態の追加」であった。乳児院では「施設設備の拡充（IT化含む）」で、情緒障害児短期治療施設では「施設設備の拡充（IT化含む）」、児童自立支援施設、母子生活支援施設では「施設機能の強化・拡充」であった。

第4章 入所児童の状態の把握 -児童等の基本属性からみた特徴-

1. 児童の基本属性

(1) 各施設種類別養護問題発生理由（複数回答）

① 児童養護施設の養護問題発生理由

「母の放任・怠だ」が最も多く23.0%であった。続いて「父母の離婚」が21.1%、「母の性格異常・精神異常」が16.5%、「母の虐待・酷使」が13.8%、「破産等の経済的理由」が11.8%、「父の就労」が11.2%、「母の行方不明」が10.5%であった。

② 乳児院の養護問題発生理由

「母の性格異常・精神異常」が最も多く、27.8%であった。続いて「両親の未婚」が23.3%、「母の放任・怠だ」が17.3%、「破産等の経済的理由」が14.6%、「母の就労」が13.6%、「養育拒否」が11.0%であった。

以上のように、児童養護施設及び乳児院については、父母等（保護者）に起因する養護問題が発生理由となっている。

③ 情緒障害児短期治療施設の養護問題発生理由

「児童の問題による監護困難」が最も多く、45.5%であった。続いて「母の虐待・酷使」が28.8%、「母の放任・怠だ」が27.1%、「父母の離婚」が24.9%、「母の性格異常・精神異常」が23.8%、「父の虐待・酷使」が21.3%、「教育拒否」が10.1%となっている。

④ 児童自立支援施設の養護問題発生理由

「児童の問題による監護困難」が最も多く、62.1%であった。続いて「父母の離婚」が36.3%、「母の放任・怠だ」が26.9%、「父の虐待・酷使」が16.6%、「母の虐待・酷使」が14.2%、「父の放任・怠だ」が11.6%、「養育拒否」が11.3%となっている。

以上のように、児童養護施設や乳児院においては、母親に起因する問題が多く、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の養護問題の発生理由は、児童に起因する養護問題が発生理由となっている割合が高かったが、父母等（保護者）に起因する養護問題の割合が高かった。

(2) 主たる入所理由（母子生活支援施設のみ・単独回答）

①母子生活支援施設における主たる入所理由

「夫などからの暴力」が最も多く 43.5%であった。続いて「住宅事情」が 20.8%、「経済事情」が 18.2%、「入所前の家庭環境の不適切」が 8.6%であった。

(3) 入所前の居所

入所前の居所については、いずれの施設において「家庭」が最も多く半数を超えていた。続いて多かった回答は、児童養護施設では、「乳児院」が 19.2%、乳児院では「病院」が 31.7%、情緒障害児短期治療施設では「児童養護施設」が 12.2%、児童自立支援施設では「児童養護施設」が 13.7%であった。

(4) 他の入所経験施設（重複あり）

①乳児院

乳児院では、(他の)「乳児院」が最も多く 2.1%であり、平均入所期間は 4.08 か月であった。続いて多かった回答は「その他」を除いて「母子生活支援施設」の 1.1%であり、平均入所期間は 4.76 か月であった。

乳児院においては、95.1%が「入所経験なし」であり、「1 箇所」と回答した者はわずかに 4.7%であった。

②児童養護施設

他の入所施設の経験としては、児童養護施設では、「乳児院」が最も多く 22.1%で、平均入所期間は 21.81 か月であった。続いて、多かった回答は(他の)、「児童養護施設」の 6.5%であり、平均入所期間は 29.94 か月であった。

入所経験施設の組み合わせについては、児童養護施設において、68.5%が「入所経験なし」であり、続いて「1 箇所」が 28.7%、「2 箇所」が 2.4%であった。

③情緒障害児短期治療施設

情緒障害児短期治療施設では、「児童養護施設」が最も多く 22.6%であり、平均入所期間は 40.15 か月であった。続いて多かった回答は、「乳児院」で 6.5%であり、平均入所期間は 18.65 か月であった。

情緒障害児短期治療施設においては、71.0%が「入所経験なし」であり、「1 箇所」と回答した者は 21.5%、「2 箇所」と回答した者は 6.7%であった。

④児童自立支援施設

児童自立支援施設においては、「児童養護施設」が最も多く 20.7%であり、平均入所期間は 52.71 か月であった。続いて多かった回答は、「乳児院」で 4.1%であり、平均入所期間は 20.92 か月であった。

児童自立支援施設においては、72.0%が「入所経験なし」であり、「1 箇所」が 21.3%、「2 箇所」が 5.9%、「3 箇所」が 0.7%、「4 箇所」が 0.1%存在した。

(5) 通学（園）の有無及び状況（児童養護施設のみ）

①児童養護施設

88.4%の入所児童が通学（園）していた。通学（通園）を行っている児童のうち、80.6%の児童が通学（園）の状況は「良好」としており、「やや問題あり」が12.9%、「問題あり」が6.1%であった。

(6) 家庭復帰の見通し

①児童養護施設

「家庭復帰の見込み有り」とした者は14.7%、「復帰に向け調整中」とした者は27.0%であった。一方、「家庭復帰困難又は見込み無し」とした者は52.7%であった。乳児院において「家庭復帰の見込み有り」とした者は18.5%、「復帰に向け調整中」とした者は26.4%であった。一方、「家庭復帰困難又は見込み無し」とした者は47.0%であった。

②情緒障害児短期治療施設

「家庭復帰の見込み有り」とした者は32.7%、「復帰に向け調整中」とした者は29.8%であった。一方、「家庭復帰困難又は見込み無し」とした者は32.6%であった。このことから、情緒障害児短期治療施設にいる児童は、児童養護施設や乳児院にいる児童に比べて、家庭復帰の可能性が高いことがわかった。

③児童自立支援施設

「家庭復帰の見込み有り」とした者は49.1%であり、「復帰に向け調整中」とした者は22.4%であった。一方、「家庭復帰困難又は見込み無し」とした者は22.9%であった。このことから、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設の4施設に入所している児童のうち、児童自立支援施設に入所している児童が最も家庭復帰の見込みが高かった。

(7) 退所の見込み（母子生活支援施設のみ）

母子生活支援施設において、「3か月以内に退所見込み」がある世帯は11.0%であり、「1年以内に退所見込み」がある世帯は16.4%であった。また、「適当な住宅さえあれば退所できる」世帯は22.3%であった。一方、「末子が年齢制限に達するまで退所困難」である世帯が10.0%であった。

「その他」としては、離婚調停中、夫の暴力、借金、子どもを抱えての経済的自立等の問題があり復帰の見通しの立たない世帯や、2年以上後に退所見込みである世帯がみられ、合わせて4割程度が該当していた。

(8) 保護者の状況

①乳児院

最も多かった回答は、「実父母あり」であり45.4%であった。続いて「実母のみ」が44.8%、「実父のみ」が4.0%、「両親ともいない又は不明」が3.2%であった。

②児童養護施設

最も多かった回答は、「実母のみ」であり39.2%であった。続いて「実父母あり」が23.1%、「実父のみ」が16.9%、「両親ともいない又は不明」が9.0%であった。

③ 情緒障害児短期治療施設

最も多かった回答は、「実母のみ」であり 40.9%であった。続いて「実父母あり」が 22.9%、「養（継）父・実母」が 12.9%、「実父のみ」が 10.3%であった。

④ 児童自立支援施設

最も多かった回答は、「実母のみ」であり 41.2%であった。続いて「実父母あり」が 21.4%、「養（継）父・実母」が 13.4%、「実父のみ」が 12.7%であった。

2. 親（または主たる保護者）の状況

(1) 養育の困難度

① 身体疾患・障害による養育困難度

養育身体疾患・障害による養育困難度は、「疾患・障害のため養育できない状態」で、児童養護施設が最も多く 2.5%、乳児院では 1.5%、情緒障害児短期治療施設では 1.5%、児童自立支援施設では 0.9%存在することがわかった。情緒障害児短期治療施設の場合は、「養育できるものの困難を引き起こす状態」が 3.7%存在し、これを合計すると 5.2%を示していた。

② 知的障害による養育困難度

「疾患・障害のため養育できない状態」については、乳児院が最も多く 5.0%、児童養護施設では 2.8%、情緒障害児短期治療施設では 1.0%、児童自立支援施設では 0.5%を示していた。

乳児院の場合は、「養育できるものの困難を引き起こす状態」も 7.2%存在し、これを合計すると 12.2%で、知的障害による養育困難度が最も高かった。

③ 精神障害による養育困難度

「疾患・障害のため養育できない状態」は、乳児院が最も高く 9.7%、児童養護施設では 7.4%、情緒障害児短期治療施設では 7.6%、児童自立支援施設では 2.4%を示していた。「養育できるものの困難を引き起こす状態」については、情緒障害児短期治療施設において 14.8%存在し、乳児院でも 10.0%存在することがわかった。精神障害による養育困難度は、施設種類別には乳児院と情緒障害児短期治療施設で高かった。

以上の結果から、親（または主たる保護者）の状況で養育を困難にしている背景としては、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設のいずれの施設においても精神障害による困難度が高く、次いで、知的障害であり、これらを合わせ、養育が困難になっている状況が示されていた。

(2) 養育に関する問題状況

① 人格障害傾向

養育に関する問題について人格障害傾向にある親（保護者）は、情緒障害児短期治療施設に最も多く 19.8%存在した。続いて、乳児院が 12.4%、児童養護施設が 9.8%、児童自立支援施設が 8.9%であった。

②抑うつ傾向

抑うつ傾向にある親（保護者）は情緒障害児短期治療施設で最も多く 19.9%存在した。続いて乳児院が 18.7%、児童養護施設が 13.0%、児童自立支援施設が 9.9%であった。

③アルコール乱用

アルコール乱用状態にある親（保護者）は、児童自立支援施設で最も多く 5.8%であった。続いて、児童養護施設で 4.7%、情緒障害児短期治療施設で 4.0%、乳児院で 2.4%であった。人格障害や抑うつ傾向といったその他の問題よりは、やや少ない割合を示していた。

④子どもへの愛着形成の困難

情緒障害児短期治療施設で子どもへの愛着形成の困難は、最も高く 28.1%であった。続いて、乳児院で 21.1%、児童自立支援施設で 20.6%、児童養護施設で 18.0%であった。いずれの施設においても、人格障害、抑うつ、アルコールの乱用といった問題よりも「子どもへの愛着形成の困難」が最も多い割合で「有り」と回答されており、これが原因で養育に関する問題となったことが示されていた。

3. 入所世帯の状況（母子生活支援施設のみ）

（1）世帯の基本属性

①入所世帯の児童数

母子生活支援施設に入所する世帯の約半数が児童 1 人の世帯であり多子世帯は少なかった。

②母親の年齢階層

「35 歳～39 歳」が最も多く 25.8%であった。続いて「30 歳～34 歳」が 22.9%、「40 歳～44 歳」が 16.9%であった。30 代をピークに 20 歳未満から 50 歳以上まで幅広い世帯の入所がみられる。

③生活保護を受給している世帯

37.8%が生活保護世帯であり、6 割以上は生活保護受給世帯ではなかった。

（2）母親の就業状況

①就業状況

入所する世帯の母親のうち 55.5%が「臨時・日雇・パート」の就業を行っている。続いて「未就業」が 24.5%存在し、「常勤勤労者」は 17.7%であった。

②未就業の理由

「精神的・身体的な障害がある」が最も多く 26.2%であった。続いて、「休職中（条件にあった求人がない等）」が 23.2%、「疾病がある、若しくは虚弱である」が 12.9%、「乳幼児等の世話がある」が 11.2%、「就労意欲がない・就労習慣が身につけていない」が 9.4%であった。このことから、適切な就業支援によっては、3 割以上の母親が就業できる可能性があることが示された。

(3) 情緒・行動上の問題状況

①母親に関わる事項

母親自身の情緒・行動上の問題について、「確かに問題あり」と回答した割合が最も高いのは「自傷行為（リストカット・自殺未遂等）」で11.9%であった。続いて、「摂食障害傾向（拒食・過食・異食）」が8.5%、「生育歴に依拠するもの（被虐待歴、親に愛されなかった思い、親への拒否感、望まない妊娠・出産、若年での出産等）」が7.3%、「精神状態（育児ノイローゼ、引きこもり、脅迫的な行動等）」が4.7%、「抑うつ傾向（継続的な落ち込み、食欲不振、自殺念慮等）」が4.3%、「依存傾向（アルコール・薬物への依存、ギャンブル、買い物依存等）」が4.1%であった。

「慢性疾患や障害」については、「確かに問題あり」では2.8%と少ない回答割合であったが「疑いあり」は41.3%に達していた。

②母子関係にかかわる事項

母子関係についての情緒・行動上の問題は、「確かに問題あり」と回答した割合が最も高かったのは、「母子の逆転（子どもへの過度の依存、子どもが母親に命令する等）」であり6.5%であった。続いて、「密着、抱え込み状態（子どもの行動束縛、親戚付き合いや友達との交流をさせない、過保護・干渉等）」で3.8%であった。「虐待傾向（虐待及び厳しい体罰、罵声、病院に連れて行かない、健診・予防接種未受診等）」については、「確かに問題あり」と回答した割合は3.2%であり比較的少なかったが、「疑いあり」と回答した割合は22.1%と多く、疑いはあるけれども確認できていない事例が多い傾向が示された。

4. 児童の心身の状況

(1) 情緒・行動上の問題状況（複数回答）

①乳児院

児童の年齢が低いため評価できる項目数が限られていたが、「確かに問題あり」と回答した割合で最も多い回答は、「知的障害」で13.9%であり、この項目は「疑いあり」で6.8%、「やや疑いあり」で12.0%存在した。続いて、「言語能力の発達遅延・障害」で「確かに問題あり」が10.1%であり、「疑いあり」でも6.5%存在した。また、「排泄問題」で「確かに問題あり」が4.3%であった。

②児童養護施設

「確かに問題あり」と回答した割合で最も多かったのは、「知的障害」で7.8%であった。続いて、「排泄問題」が7.0%、「反社会的行動傾向」が6.1%、「学習障害傾向」が5.1%などであった。

「疑いあり」も含めると、「知的障害」については12.2%、「反社会的行動傾向」については12.0%となった。

③情緒障害児短期治療施設

「確かに問題あり」と回答した割合で最も多かった回答は、「集団不適合」で25.0%であった。この項目は「疑いあり」でも11.8%存在し、合計すると36.8%を示していた。続いて「確かに問題あり」と回答した割合では、「養育者との関係性」が19.3%、「反社会的行動傾向」が19.2%、「注意欠陥・多動傾向」が15.0%、「知的障害」が12.4%、「排泄問題」が10.7%、「施設内における他児へのいじめ」が9.6%であった。「集団不適合」については「疑いあり」でも11.8%存在し、合計すると36.8%であった。なお、項目横の（ ）内は各項目の評価対象児童数を示している。

④児童自立支援施設

「確かに問題あり」と回答した割合で最も多かった回答は、「反社会的行動傾向」で32.8%

であった。この項目は「疑いあり」でも14.2%存在し、合計すると47.0%となり半数近くとなった。児童自立支援施設では、「反社会的行動傾向」の割合が高いことが特徴であった。続いて「確かに問題あり」と回答した割合について「集団不適応」が17.6%、「物質使用」が13.4%、「注意欠陥・多動傾向」が12.5%であった。

⑤母子生活支援施設の児童の情緒・行動上の問題状況

母子生活支援施設の児童において、「確かに問題あり」と回答した割合で最も多い回答は、「集団不適応」で7.2%であった。この項目は「疑いあり」でも5.0%存在した。続いて「学習障害傾向」が5.1%、「知的障害」が4.5%、「注意欠陥・多動傾向」が3.6%、「反社会的行動傾向」が3.0%、「言語能力の発達遅延・障害」が2.9%などであった。

⑥母子生活支援施設の親における情緒・行動上の問題状況

親（保護者）について、「確かに問題あり」と回答した割合で最も多かった回答は、「計画的な消費など金銭管理」で13.3%であった。続いて「生育歴に依拠するもの」が12.7%、「慢性疾患や障害」が12.2%であった。「生育歴に依拠するもの」については「疑いあり」でも19.7%存在した。

⑤ 母子生活支援施設における母子関係の情緒・行動上の問題状況

母子関係について、「確かに問題あり」と回答した割合で最も多い回答は、「育児・養育力（知識）の不足」で6.6%であった。続いて「価値観の強要」が6.4%、「虐待傾向」が5.6%、「子どもへの愛着形成の困難」が5.4%であった。なお、項目横の（ ）内は各項目の評価対象世帯数を示している。

(2) 心身の状況（身体疾患・身体障害）

①入所児童の身体疾患・身体障害の状況

「有り」と回答した者は情緒障害児短期治療施設が最も高く29.8%で母子生活支援施設が低かった。続いて、乳児院が28.7%、児童養護支援施設が22.2%、児童自立支援施設が16.1%、母子生活支援施設が14.6%であった。

② 身体疾患・身体障害の種類

いずれの施設においても「アトピー性皮膚炎」、「耳鼻科・眼科の病気」、「喘息」「喘息以外のアレルギーの病気」が多い傾向にあり、特に乳児院では、「喘息」が7.6%、「アトピー性皮膚炎」が6.1%で、これらの疾患の罹患率が高かった。

(3) 心身の状況（精神障害）

①入所児童の精神障害の状況

「診断有り又は疑い有り」とした割合が最も多いのは、情緒障害児短期治療施設であり69.3%と高い割合であった。続いて、児童自立支援施設で39.6%、児童養護施設が20.0%、乳児院が13.3%、母子生活支援施設が12.0%と続いていた。

②精神障害の種類別

発達障害系では「確定診断有り」となった割合が最も多かったのは、情緒障害児短期治療施設で21.0%と示され、その他の施設に比べて極めて高かった。続いて、児童自立支援施設が10.3%、児童養護施設が5.0%、母子生活支援施設が3.5%、乳児院が3.1%であった。

③行動障害系

「確定診断有り」となった割合が最も高かったのは、情緒障害児短期治療施設で 14.4%であった。続いて、児童自立支援施設が 10.0%であり、この 2 つの施設で高い割合を示した。児童養護施設は 2.0%、母子生活支援施設が 1.4%、乳児院が 0.4%で低い割合であった。

④不安障害系

「確定診断有り」となった割合が最も高かったのは、情緒障害児短期治療施設であり、13.6%と極めて高い割合であった。続いて、児童自立支援施設が 2.1%、児童養護施設は 1.0%、母子生活支援施設が 0.6%、乳児院が 0.1%であった。

⑤気分障害系

「確定診断有り」となった割合が最も高かったのは、情緒障害児短期治療施設 1.0%であった。続いて、児童自立支援施設が 0.7%、児童養護施設は 0.4%、乳児院と母子生活支援施設は 0.1%であった。

⑥その他の精神障害

「確定診断有り」となった割合が最も高かったのは、情緒障害児短期治療施設で 3.2%であった。続いて、児童自立支援施設が 1.6%、児童養護施設は 0.6%、母子生活支援施設は 0.3%、乳児院は 0.1%であった。

施設別には、情緒障害児短期治療施設では、「発達障害系」が最も多くみられ、次いで「行動障害系」、「不安障害系」が多い結果が示された。児童自立支援施設も同様の傾向を示していた。

(4) 定期的な通院の状況

①精神科・診療内科への通院

「あり」の回答の割合が最も高かったのは、情緒障害児短期治療施設で 34.8%であった。続いて、児童自立支援施設が 18.0%、児童養護施設が 5.3%、母子生活支援施設が 3.0%、乳児院が 0.7%であった。

②精神科・診療内科での与薬

薬が「有り」と回答された割合が最も高かったのは、情緒障害児短期治療施設であり 27.3%であった。続いて、児童自立支援施設が 14.4%、児童養護施設が 3.4%、母子生活支援施設が 1.6%、乳児院が 0.1%であった。

③精神科・診療内科以外の診療科での通院

「有り」の回答割合が最も高かったのは、乳児院で 17.8%であった。続いて、情緒障害児短期治療施設が 17.3%、児童養護施設が 9.4%、児童自立支援施設が 8.5%、母子生活支援施設が 6.6%であった。

④精神科・診療内科以外の診療科での投薬

「有り」の回答割合が最も高かったのは、情緒障害児短期治療施設で 13.3%であった。続いて、乳児院が 10.5%、児童自立支援施設が 7.7%、児童養護施設が 6.7%、母子生活支援施設が 4.7%であった。

(5) 心理療法の状況

①施設における心理療法の実施

情緒障害児短期治療施設では 93.8%で実施され、ほぼ全数であったが、「無し」とした施設も 6.1%あった。続いて、児童自立支援施設が 28.0%、児童養護施設が 26.3%、乳児院が 12.6%、母子生活支援施設が 11.5%であった。

②施設外における心理療法の実施

「有り」と回答した割合が最も高かったのは、児童養護施設であり 7.6%であった。続いて、児童自立支援施設が 5.4%、情緒障害児短期治療施設が 4.7%、母子生活支援施設が 3.8%、乳児院が 1.1%であった。

③心理療法の必要性

心理療法の必要性について、「有り」と回答した割合が最も高かったのは情緒障害児短期治療施設であり 89.5%と示され、極めて高かった。続いて、児童自立支援施設が 36.8%、児童養護施設が 36.4%、母子生活支援施設が 19.9%、乳児院が 16.3%であった。

また、児童養護施設については、心理療法の必要性があつて実施が無い児童数は 2,843 人であり、10.7%を示していた。

これらの結果より、心理療法のニーズは情緒障害児短期治療施設以外では、十分満たされていないことが示唆された。

(6) 被虐待体験の有無及び虐待の種類と複数該当の状況

①被虐待体験の有無

被虐待体験を「有り」と回答した割合が最も高かったのは、情緒障害児短期治療施設であり 77.7%であった。続いて、児童自立支援施設が 63.5%、児童養護施設が 59.2%、母子生活支援施設が 43.7%、乳児院が 34.6%と、いずれも高い割合を示し、情緒障害児短期治療施設は、ほぼ 8 割、児童自立支援施設においても 6 割以上、児童養護施設も 6 割が虐待を受けていた。

②虐待の種類

被虐待の種類は、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設において「ネグレクト」が最も高く 63.1%から 71.8%であった。情緒障害児短期治療施設では、「身体的虐待」が最も高い割合で 61.8%であった。母子生活支援施設では、「心理的虐待」が最も高く 73.3%を示していた。以上のように各施設によって虐待の種類は若干、異なる傾向があった。

③虐待の該当種類数別児童割合

a. 乳児院

最も割合が高かったのは、「該当無し」で 65.7%であったが、「1 つ」も 28.4%と示されていた。次いで、「2 つ」が 4.6%と 2 種類以上の虐待を受けていたものが、5.8%であった。

b. 児童養護施設

最も割合が高かったのは、「該当無し」で 41.1%であったが、「1 つ」も 40.4%と示され、高い割合であった。次いで、「2 つ」が 13.8%と 2 種類以上の虐待を受けていたものが、2 割程度いた。

c. 情緒障害児短期治療施設

最も割合が高かったのは、「該当無し」で 22.3%であったが、「1 つ」も 42.5%と示されていた。次いで、「2 つ」が 21.6%、「3 つ」が 11.7%、他の施設に比較して、2 種類以上の虐待を受けていたものが、3 割以上を示していた。

d. 児童自立支援施設

最も割合が高かったのは、「該当無し」で 36.6%であったが、「1 つ」も 35.0%と示されていた。次いで、「2 つ」が 19.3%、「3 つ」が 8.3%、情緒障害児短期治療施設を除けば、他の施設に比較して、2 種類以上の虐待を受けていたものの割合も 3 割以上を示していた。

e. 母子生活支援施設

最も割合が高かったのは「該当無し」で 56.6%であったが、「1 つ」28.6%と示されていた。次いで、「2 つ」が 11.5%と 2 種類以上の虐待を受けていたものが、15%程度であった。

5. ケアの適合状況

(1) 入所児童に対するケアの適合状況

① ケアの適合性

入所児童に対するケアの適合性について、「適している」と回答した割合が最も高かった施設は、児童養護施設であり 88.5%であった。続いて、児童自立支援施設が 87.3%、情緒障害児短期治療施設が 86.7%、乳児院が 82.4%、母子生活支援施設が最も低く 76.1%であった。適しているという回答は、7 割以上を示しており、不適合との回答は、比較的低かった。

一方、「適していない」と回答した割合が最も高い施設は乳児院であり 16.2%であった。続いて、母子生活支援施設が 12.0%、情緒障害児短期治療施設が 11.8%、児童自立支援施設が 11.4%、児童養護施設が 9.7%であった。このように、全般的には、入所児童の不適合との認識は、児童養護施設が低く、乳児院が高いことがわかった。

さらに、施設単位で児童の不適合率を分析した結果、児童養護施設では、不適合とされた児童の割合が 90.2%と回答した施設もあった。乳児院では、96.2%との回答もあり、情緒障害児短期治療施設の 46.5%や、児童自立支援施設の 55.9%に比較すると施設間での不適合に係る差が激しいことがわかった。

不適合の差が最も激しかったのは、母子生活支援施設で、ついで児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設と続いていた。施設の差が比較的低いのは、情緒障害児短期治療施設であった。これは、情緒障害児短期治療施設の入所においては、児童のスクリーニングが他の施設よりは、より厳格に実施されていることを示唆しているものと考えられた。

② 適していると考えられる他の施設

ケアが「適していない」と回答した場合、「適している」と職員が考える他の施設については、乳児院では「里親の家」が最も高く、29.2%であった。続いて、「児童養護施設」が 20.4%であった。これは、乳児院に年齢が高い児童が存在していることを示唆する結果でもあった。

児童養護施設では、「情緒障害児短期治療施設」が最も多く 20.9%であり、続いて、「知的障害児施設」が 18.2%であった。これは、明らかに重度の障害をもった児童を施設で処遇していることを示しているものと推察された。

情緒障害児短期治療施設では、「児童養護施設」が最も多く 33.0%であり、続いて「家庭」が 20.2%であった。

児童自立支援施設では、「知的障害児施設」が最も多く 16.7%であり、続いて「児童養護施設」が 15.2%であった。

母子生活支援施設では、「家庭」が最も多く、42.2%であり、続いて「児童養護施設」が 16.4%であった。

現在の入所施設別にみた主要な移動対象児童数について、各施設で適していない児童の受け入れ希望数を 5 施設で合計すると 1,193 人であり、「家庭」、「里親」の合計では 1,059 人、「知的障害児施設」では 570 人であった。

(2) 現在の入所先が「適していない」とされた児童についてのケアの負担感

ケアが「適していない」と回答した場合のケアの負担感について、「かなり重いケア負担」であると回答した割合が最も高かった施設は母子生活支援施設であり 34.0%であった。続いて児童養護施設が 28.6%、児童自立支援施設が 28.3%、情緒障害児短期治療施設が 20.2%、乳児院が 18.0%であった。

一方、ケアの負担感は、「変わらない」と回答した割合が最も多い施設は、情緒障害児短期治療施設で 54.1%であり、半数を超えた。続いて乳児院が 37.1%、母子生活支援施設が 34.7%、児童自立支援施設が 33.3%、最も低い施設は児童養護施設で 21.7%であった。児童養護施設は、「かなり重いケア負担」と「やや重いケア負担」の割合を合計すると 70.5%となり、7割を超えた。

これらの結果は、児童養護施設においては、乳児院や情緒障害児施設等に比較すると、かなり重篤な知的障害や精神的な障害をもった児童がわずかでも存在することが、ケアの負担感を高くすることになると推察された。

(3) ケアの負担感別でみる「適している」と考えられる他の施設¹²

① 「かなり重いケア負担」と回答した場合

「かなり重いケア負担」と評価された児童のケアに適していると考えられる他の施設として、乳児院では「その他」を除いて、「知的障害児施設」が最も多く 26.1%を示していた。

児童養護施設では、「情緒障害児短期治療施設」が最も多く 33.2%を示していた。

情緒障害児短期治療施設では、「病院」が最も高く 36.4%であった。

児童自立支援施設では、「児童自立支援施設（他施設）」が最も多く 17.9%（続いて、少年院（初等・中等・特別）が 15.4%、「医療少年院」が 12.8%であった。

母子生活支援施設では、「児童養護施設」が最も多く 34.5%であった。

乳児院や児童養護施設では、重い負担を感じる場合の適した施設は、障害に適合した知的障害児施設や情緒障害児短期治療施設であったが、情緒障害児短期治療施設においては、特別な治療が必要との判断から、病院との回答が高かったものと推察された。

② 「やや重いケア負担」と回答した場合

「やや重いケア負担」と評価された児童のケアに適していると考えられる他の施設としては、乳児院では、「里親の家」が最も多く 30.5%であった。

児童養護施設では、「知的障害児施設」が最も多く 24.8%であった。

情緒障害児短期治療施設でも、「知的障害児施設」が最も多く 24.0%であった。

児童自立支援施設でも知的障害児施設が最も多く 21.7%（続いて、他の児童自立支援施設が 17.4%、家庭が 15.2%）であった。

母子生活支援施設では「家庭」が最も多く 38.1%であった。

やや重い負担を感じている不適合児童は、知的な障害をもった子供が多いことが示唆された。

③ 「変わらない」と回答した場合

ケアの負担感が「変わらない」と評価された児童のケアに適していると考えられる他の施設として、乳児院では「里親の家」が最も多く 40.7%であった。

児童養護施設では、「家庭」が最も多く 33.0%であった。

情緒障害児短期治療施設では、他の「情緒障害児短期治療施設」が最も多く、50.8%であった。

¹² 母子生活支援施設には、「当該児童及び母親へのケアの適切さ」の観点から回答を尋ねている。

児童自立支援施設では、「情緒障害児短期治療施設」が最も多く 30.4%であった。

母子生活支援施設では、「家庭」が最も多く 70.3%であった。

以上の結果からは、ケアの負担がかわらないが、他の施設のほうがより良いと判断している児童というのは、情緒に障害を持った子であることが示された。

(4) ケアの負担感と情緒・行動上の問題状況

各施設におけるケアが「適している」と回答された児童の情緒・行動上の問題として多かったのは、「反社会的行動傾向」、「注意欠陥・多動傾向」、「学習障害傾向」などであった。

一方、各施設におけるケアが「適していない」と回答し、負担感が「かなり重い」と回答された児童についての情緒・行動上の問題は、「反社会的行動傾向」、「注意欠陥・多動傾向」、「集団不適応」、「養育者との関係性」、「施設内における他児へのいじめ」、「学習障害傾向」が示されていた。

さらに、各施設におけるケアが「適していない」と回答され、負担感が「変わらない」と回答された児童は、「反社会的行動傾向」、「注意欠陥・多動傾向」、「学習障害傾向」とともに「知的障害」の問題が示されていた。

第5章 児童入所施設における職員の勤務状況

1. 職員の基本情報

(1) 施設種類別・職種別の集計対象

各施設における職種は、①直接ケア職種、②専門ケア職種、③事務職種に分類することができる。職員勤務状況調査で得られた職員の基本情報を全職員及び職種別に集計を行った。なお、調理員、栄養士、医師等は変則型の勤務を行う割合が高いため、職種①～③に分けて集計を行う際の集計には含めなかった。

(2) 職種別平均勤務日数

①全職員の平均勤務日数

最も多い施設は児童養護施設であり（週あたり）4.78日であった。続いて、児童自立支援施設が4.49日、母子生活支援施設が4.39日、乳児院が4.38日、情緒障害児短期治療施設が4.33日であった。

②直接ケア職種の平均勤務日数

施設種類によって相違はほとんどなかった。最も長かった施設は、児童養護施設で4.95日であった。続いて母子生活支援施設が4.83日、児童自立支援施設が4.79日、情緒障害児短期治療施設が4.60日、乳児院が4.37日であった。

③専門ケア職種の平均勤務日数

最も長かった施設は情緒障害児短期治療施設であり3.84日であった。続いて乳児院が3.78日、児童養護施設が3.64日、児童自立支援施設が2.68日、母子生活支援施設が1.94日であった。

④事務職種の平均勤務日数

各施設で違う傾向は、あまり見られなかった。最も長かった施設は児童養護施設であり4.58日であった。続いて、乳児院が4.45日、情緒障害児短期治療施設が4.41日、母子生活支援施設が4.39日、児童自立支援施設が4.29日であった。

(3) 職種別平均勤務年数¹³

①直接ケア職種の平均勤務年数

最も長かった施設は、児童自立支援施設で 11.23 年であった。続いて、乳児院が 8.92 年、母子生活支援施設が 8.26 年、児童養護施設が 8.01 年、情緒障害児短期治療施設が 7.08 年であった。

②心理療法担当職員の平均勤務年数

最も長かった施設は、情緒障害児短期治療施設で 5.52 年であった。続いて、児童養護施設が 3.79 年、乳児院が 3.02 年、児童自立支援施設が 2.83 年、母子生活支援施設が 2.68 年であった。

③家庭支援専門相談員の平均勤務年数

最も長かった施設は、児童自立支援施設で 18.75 年であった。続いて、乳児院が 18.08 年、児童養護施設が 17.80 年、情緒障害児短期治療施設が 12.59 年であった。

(4) 住込み職員の状況

各施設における住込み職員（常勤及び非常勤）の割合と平均値が最も高い施設は、児童自立支援施設であり 56.0%であった。続いて、児童養護施設が 38.0%、母子生活支援施設が 36.0%、情緒障害児短期治療施設が 35.0%、乳児院が最も低く 29.0%であった。

(5) 平均当直回数（1 週間あたり）

1 週間の平均当直回数が最も多い施設は、乳児院を除いて、児童自立支援施設が最も多く 3.65 回であった。続いて、母子生活支援施設が 3.57 回、情緒障害児短期治療施設が 3.28 回、児童養護施設が最も少なく 2.29 回であった。

2. 専門職員の配置状況と資格保有状況

(1) 心理療法担当職員の配置状況

各施設における心理療法担当職員の配置状況をみると、常勤で配置している割合が最も高い施設は、「情緒障害児短期治療施設」であり 100.0%であった。続いて、「児童養護施設」が 37.1%、「児童自立支援施設」が 25.0%、「乳児院」が 24.1%、「母子生活支援施設」が 7.6%であった。

非常勤の配置は、「情緒障害児短期治療施設」が最も高く 61.5%であった。続いて、「児童養護施設」が 35.7%、「児童自立支援施設」が 35.0%、「母子生活支援施設」が 24.1%、「乳児院」が 13.4%であった。

¹³ ここでの勤務年数は「児童福祉施設での勤務経験年数」であり、措置費の民間施設給与等改善費の対象となる職員の勤続年数の算定に準ずるものである。年数は、6ヶ月未満を切下げ、6ヶ月以上を切上げて整数表記された値を用いている(勤務経験年数が6ヶ月未満の場合は0年)。

(2) 家庭支援専門相談員の配置状況

各施設における家庭支援専門相談員の配置状況は、常勤で配置している施設割合が最も高い施設は、「乳児院」で74.1%であった。続いて、「児童養護施設」が68.5%、「情緒障害児短期治療施設」が65.4%、「児童自立支援施設」が20.0%であった。

非常勤については、どの施設についても少なく、最も高い施設は、「児童自立支援施設」で10.0%であった。

(3) 医師の配置状況

各施設における医師の配置状況は、常勤で配置している施設割合が最も高い施設は、「情緒障害児短期治療施設」で28.6%であった。続いて、「児童自立支援施設」が12.5%、「乳児院」が1.7%、「児童養護施設」が0.5%、「母子生活支援施設」については、0.0%で、いなかった。

非常勤でも、「情緒障害児短期治療施設」が最も高く64.3%であり、常勤とあわせると92.9%となった。続いて、「児童自立支援施設」が43.8%、「乳児院」が31.0%、「母子生活支援施設」が15.9%、「児童養護施設」が14.4%であった。

(4) 職員の資格保有状況

① 児童指導員

各施設に所属する児童指導員が有している資格については、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設では、「教員免許」が最も多く、特に児童自立支援施設では32.5%を示していた。母子生活支援施設では「保育士」が最も高く55.4%であった。

② 保育士

各施設に所属する保育士が有している資格について、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設では「教員免許」が最も高く、特に情緒障害児短期治療施設では4.3%であった。母子生活支援施設では、「社会福祉士」が高く4.0%と示された。

③ 理療法担当職員

各施設に所属する心理療法担当職員が有している資格は、全ての施設において「臨床心理士」が最も高く、母子生活支援施設での56.7%から、児童自立支援施設での69.4%と高い割合を示していた。続いて、高かったのは、「学会認定心理士等」であった。心理療法を担当する職員においては、心理関係の有資格者が多いことがわかった。

④ 家庭支援専門相談員

各施設に所属する家庭支援専門相談員が有している資格は、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設では「児童指導員」が最も多かった。乳児院では「保育士」が最も多く66.7%であった。なお、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設でも「保育士」は多い傾向を見せた。また「教員免許」も多い傾向があった。

⑤ 栄養士

管理栄養士の資格を持っている割合が最も多い施設は、児童自立支援施設で55.6%であった。情緒障害児短期治療施設も52.2%で多い傾向にあった。

3. 職員の1週間の勤務状況

(1) 1週間の規定勤務時間数

① 直接ケア職員の規定勤務時間（予め定めている週の労働時間）の平均値

最も長かった施設は、児童自立支援施設の常勤職員であり 40.11 時間であった。続いて、情緒障害児短期治療施設の常勤職員が 39.94 時間、児童養護施設の常勤職員が 39.86 時間、母子生活支援施設の常勤職員が 39.78 時間、乳児院の常勤職員が 39.65 時間などとなった。非常勤職員で最も長かった施設は、児童養護施設で 34.19 時間であった。

②心理療法担当職員の規定勤務時間（予め定めている週の労働時間）の平均値

最も長かった施設は児童自立支援施設の常勤職員であり 41.60 時間であった。続いて、母子生活支援施設の常勤職員が 40.38 時間、情緒障害児短期治療施設の常勤職員が 39.68 時間、児童養護施設の常勤職員が 39.55 時間、乳児院の常勤職員が 39.60 時間などとなった。

非常勤職員で最も長かった施設は児童自立支援施設で 32.00 時間であったが、最も短い施設は母子生活支援施設の 10.19 時間であり施設間で差異があった。

③家庭支援専門相談員の規定勤務時間（予め定めている週の労働時間）の平均値

最も長かった施設は、児童自立支援施設の常勤職員であり、41.60 時間であった。続いて、乳児院の常勤職員が 39.84 時間、児童養護施設の常勤職員が 39.81 時間、情緒障害児短期治療施設の常勤職員が 39.10 時間などとなった。

情緒障害児短期治療施設と児童自立支援施設は非常勤職員はおらず、非常勤職員のうち最も長かった施設は児童養護施設で 37.00 時間であった。

(2) 1 週間の合計勤務時間数

①直接ケア職員の合計勤務時間数の平均値

最も長かった施設は、児童養護施設の常勤職員であり 49.86 時間であった。続いて、情緒障害児短期治療施設の常勤職員が 48.79 時間、児童自立支援施設の常勤職員が 47.66 時間、乳児院の常勤職員が 43.32 時間、母子生活支援施設の常勤職員が 43.18 時間となっていた。非常勤職員で最も長かった施設は児童自立支援施設で 41.67 時間であった。

②心理療法担当職員の合計勤務時間数の平均値

最も長かった施設は、児童自立支援施設の常勤職員であり、55.62 時間であった。続いて、母子生活支援施設の常勤職員が 49.51 時間、情緒障害児短期治療施設の常勤職員が 48.06 時間、乳児院の常勤職員が 47.70 時間、児童養護施設の常勤職員が 44.07 時間と示された。非常勤職員で最も長かった施設は、児童自立支援施設で 30.97 時間であった。

③家庭支援専門相談員の合計勤務時間数の平均値

最も長かった施設は、児童自立支援施設の常勤職員であり、53.93 時間であった。続いて、情緒障害児短期治療施設の常勤職員が 50.51 時間、児童養護施設の常勤職員が 49.51 時間、乳児院の常勤職員が 47.42 時間と示された。

非常勤職員については、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設においては、該当者がいなかった。

したがって、非常勤職員で、合計勤務時間数が長かった施設は、乳児院で 36.39 時間であり、常勤職員との差は 10 時間程度であった。

(3) 1週間の規定時間外勤務発生職員割合

①直接ケア職員における規定時間外勤務発生職員割合

各施設における直接ケア職員について、調査対象 1 週間に規定勤務時間数を超えた勤務を行っていた職員の割合を分析した。

この結果、「規定外勤務時間有り」の割合が最も高かったのは、児童自立支援施設の非常勤職員であり 62.5%であった。続いて、児童養護施設の常勤職員が 59.6%、情緒障害児短期治療施設の常勤職員が 57.7%、乳児院の常勤職員が 45.9%であった。

最も少なかったのは、母子生活支援施設の非常勤職員であり、26.5%であった。児童自立支援施設では、非常勤職員の方が常勤職員よりも「想定外勤務時間有り」の割合が多いという結果が示された。

②心理療養担当職員における規定時間外勤務発生職員割合

心理療養担当職員の 1 週間に規定勤務時間数を超えた勤務を行っていた職員の割合を分析した。この結果、「規定外勤務時間有り」の割合が最も多かったのは、乳児院及び児童自立支援施設の常勤職員であり、80.0%であった。続いて、母子生活支援施設の常勤職員が 75.0%、情緒障害児短期治療施設の常勤職員が 64.3%、児童養護施設の常勤職員が 50.6%などであった。非常勤職員については、乳児院の割合が高く、40.0%を示していた。

③家庭支援専門相談員における規定時間外勤務発生職員割合

調査対象 1 週間に規定勤務時間数を超えた勤務を行っていた職員の割合を分析した結果、「規定外勤務時間有り」の割合が最も高かったのは、情緒障害児短期治療施設の常勤職員であり 70.0%であった。続いて、児童養護施設の常勤職員が 63.2%、乳児院の常勤職員が 55.8%などであった。

非常勤職員では、情緒障害児短期治療施設と児童自立支援施設では該当者がなく、乳児院では 40.0%を示していた。

(4) 職員の規定時間外勤務の主な対応内容

①直接ケア職種

直接ケア職員が規定時間外勤務において行っていた主な対応内容について、各施設ともに「児童のケア」を挙げる割合が高かった。これらの「児童のケア」の割合が高かったのは、児童養護施設であり、87.2%であった。「対外的業務」が多かったのは、情緒障害児短期治療施設であり 4.3%であった。「事務処理」が多い傾向を示したのも情緒障害児短期治療施設であり、18.1%であった。

②心理療法担当職員

心理療法担当職員が規定時間外勤務において行っていた主な対応内容について、乳児院を除く各施設は「児童のケア」を挙げる割合が高かった。乳児院は「事務処理」で 71.4%であった。児童養護施設、情緒障害児短期治療施設については、「事務処理」も多く 3 割以上を占めた。

③家庭支援専門相談員

家庭支援専門相談員が規定時間外勤務において行っていた主な対応内容について、乳児院を除く各施設は「児童のケア」を挙げる割合が高かった。乳児院は「事務処理」が最も多く 61.9%であった。児童養護施設については、「事務処理」も多く 26.2%であった。情緒障害児短期治療施設については、「対外的業務」も多く 28.6%であった。

第6章 入所児童の状態像を分類する手法としての要ケア度（仮）の開発

1. 双対尺度法による情緒・行動上の問題得点の算出方法

児童個票（母子生活支援施設においては「世帯票」の児童に係る部分）の「情緒行動上の問題状況」に対する回答を基に、双対尺度法による分析を行い、各項目に得点化を実施した。

また、母子生活支援施設については、母親自身及び母子関係に関わる情緒・行動上の問題状況について同様の手法で分析を行い、得点化を実施した。これらの得点の算出方法については、以下の手続きを実施した。

2. 得点化の方法

(1) すべての回答を、「疑いなし＝0」「やや疑いあり～確かに問題あり＝1」「その他＝null」に変換した。

(2) これらのデータを基に、双対尺度法による分析を実施した。

*ただし、本分析においては、調査項目17項目は、評価対象年齢が定められていたことから、年齢区分別に分析を実施した。年齢区分は評価対象年齢の設定を参考にし、乳幼児（区分①3歳未満）、就学前児童（区分②3～7歳未満）、小学生～中学生（区分③7～16歳未満）、高校生以上（区分④16歳以上）の4区分とした。

(3) まず調査対象数の最も多い児童養護施設における児童の各年齢区分において、評価項目として妥当でない項目（①3歳未満用の項目については乳児院の調査票に無い項目及び回答児童数が著しく少ない項目等）を選定し、分析から除外した。

各年齢区分においての除外項目は、下記の通りである（※すべて「乳児院以外の調査項目」の番号にて提示）。

《年齢区分別除外項目一覧》

① 3歳未満【全施設種別共通】

「4. 反社会的行動」、「5. 抑うつ傾向」、「6. 学習障害傾向」、「7. 物質使用」、「9. 集団不適応」、「10. 社会的ひきこもり」「12. 摂食障害傾向」「13. 睡眠問題」、「16. 施設内における他児へのいじめ」、「17. 施設内における他児からのいじめ」

② 3～7歳未満【全施設種別共通】

「5. 抑うつ傾向」、「6. 学習障害傾向」、「7. 物質使用」、「9. 集団不適応」、「10. 社会的ひきこもり」「12. 摂食障害傾向」「13. 睡眠問題」

③ 7～16歳未満【全施設種別共通】

なし

④ 16歳以上

【児童養護施設】「11. 排泄問題」「14. 言語能力～」 「15. 知的障害」

【情緒障害児短期治療施設】児童養護施設の項目に加え、「3. 注意欠陥・多動傾向」、「5. 学習障害傾向」

【児童自立支援施設】児童養護施設の項目に加え、「1. 自閉的傾向」、「2. 養育者との関係性」、「3. 注意欠陥・多動傾向」

【母子生活支援施設】 児童養護施設と同一

(4) 同一年齢区分の場合、異なる施設種別でも原則児童養護施設と同じ項目を評価項目とした。

*ただし、④16歳以上については、全項目にて分析した後、各施設種別における分析結果からその年齢区分において妥当でない項目（回答児童数が著しく少ない項目や「やや疑いあり～確かに問題あり」の該当児童数が著しく少ない又は多い項目）についてそれぞれ分析から除外した。